時事新報

第三千三百八十五號　日曜日
明治廿五年七月三日
舊暦壬辰六月十日（丙、申）
日出午前四時三十一分　日入午後六時五十九分
月入午後零時四十六分
滿潮午前十一時二十八分　午後十一時五十三分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月ニ付三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社になるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

外人に對する强硬策

現行の條約は我國に不利なると共に外國人に取りても亦同様なる箇條少なからざれば政府の筋にて是等の箇條を文面の通り其儘に實行して成る丈け外國人に迷惑を感ぜしむる様に仕向けたらんには我請求を待たずして却て彼より改正の事を申込み來るならん其時に臨んで双方熟議の上互に不都合ありと思ふ箇條を改正削除することゝなさば歐米諸國と公平對等の條約を訂結するに至ること甚だ難きに非ざる可しとは即ち所謂强硬政策の本趣旨にして其立言妙ならざるに非ず或は外交上の一策として實際に功を奏することもある可きなれども元來此策の目的とする所は外國人をして自己の實驗に由り現行條約の不完全なるを悟らしむるに在るのみ漫に條約國の人民を虐待して條約改正の成就せざる怨を報ずるなどの趣意に非ざるは今更辨ずるにも及ばざることながら世間は廣くして人心亦緩急あるが故に或は强硬策の本旨を誤解して是れは外國人を苦しめ頻はすの意味なりと思ひ苟も外人とあれば法に據りて其運動を束縛するのみならず情に於ても之を冷遇するが如き一種の攘夷論に勢力を増すことはなかる可きやと我輩の竊に掛念する所なり抑も多年來我國人が擧て希望する條約改正の今日に至て尚ほ成就せざる所以のものは他なし外國一般の人が我國の實情を知らざるが故なり日本の風俗制度は如何なるものにして其人民は外國に對して如何なる觀を爲すや或は新開國人の例として異類殊俗の外國人を嫌忌することはなきやなどゝ事實の有無に拘はらず兎角不安心なるが爲め自然に改正の談判にも故障多きことなるに然るに今我國人が强硬策云々とて官民共に方針を與にし殊更に外國人に不便利を與へ不愉快を感ぜしむることを勉めたらんには唯益々其日本に對するの信用を損するに足る可きのみ凡そ之を疑ふは之を知らざるが故なり外國人が日本を知らずして之を疑ふと同時に日本人も亦彼れを知らずして疑心に暗鬼を生ずるの事情なきに非ず彼の凡俗の我れに異にして言語の相通ぜざるが爲めに猜疑の念禁じ難く時に或は理由もなき事に激昂して憤懣慷慨することさへあり西洋人が其船の名を命ずるに日本女帝の文字を用ひたりとて之を咎るが如き此種の奇談少なしとせず畢竟彼の國情を知らざるに坐するのみ彼等の我國に來るは固より利の爲めにするもの多しと雖も東洋人を敵視して其禍福を度外視する者のみに非ざるは勿論の事にして殊に近年頻りに渡來する漫遊客の如きは其來遊に深き意味あるに非ず唯我國の山水風土を一覽せんが爲め漫然來りて漫然去るまでのことなれば此類の來客を深切に待遇して其滯留を快くせしむるときは本國に歸りて我山水の美を賞譽すると同時に人情の美をも稱し之を人に語り新聞紙に記して日本の名聲を揚るの媒介となる可き其反對に客の滯留中不愉快を感ずること多ければ本國への土産は其不愉快の感情のみにして日本の惡評は之を止めて留む可らず甚だしきは旅宿一夕の冷遇を以て日本全國人の氣風如何を評し、巡査の一言を聞て法律の正否を斷ずるが如き奇談なきを期す可らず況んや我國人が强硬主義を誤解して特に敵意を示すが如き事實あるに於てをや外交の不利これより大なるはなかる可し

右の如き次第なれば政府が外交上の一策として現行條約を嚴重に實施して外國人に其不便なるを感ぜしむるに就ては我輩別に異存あらざれども茲に特に記臆す可きは此强硬策の實行をば全く政府の政略に任して一般の人民は更に關係せざるのみか法律の許す限りは深切の情を盡して之を優待し以て四海兄弟の大義を表して我民風の厚きを示すの一事なり雙方の情實相通ずるときは彼等の見る所も自から趣を改め日本人は西洋人を嫌忌するに非ず大に國を開て交を廣くせんと欲すれども唯現行條約の爲めに妨げられて其望を果すこと能はざるものなりとの事實を發明して今後條約改正の談判上に無限の利益ある可しと我輩の信ずる所なり近來々遊の外客日に益々多し我國人が徒に强硬政策の議論に迷ふて是等の珍客を冷遇し冷評するが如き失策なからんことを呉々も希望に堪へざるなり

官報

○大藏省告示第三十二號

明治十九年（十月）勅令第六十六號整理公債條例第六條ニ依リ整理公債第五回募集ノ總額及應募日限等ヲ定ムル左ノ如シ

明治二十五年七月二日　大藏大臣伯爵松方正義

一整理公債第五回募集ノ總額ハ三百萬圓トシ證書ノ價格ハ額面百圓ニ付金百圓トス

一應募者ハ來ル七月十六日ヨリ同月二十五日マデニ應募金額價格及住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ

一應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額面百圓ニ付金十圓トス

一從前發行六分以上利付公債證書ハ各種トモ應募金ノ代リトシテ之ヲ使用スルコトヲ得

一大藏大臣ハ來ル八月十日マデニ各應募者ニ交付スヘキ整理公債證書ノ高ヲ定メ日本銀行ヲシテ之ヲ通知セシムルニ付其高ニ對スル金額ノ内保證金ヲ引去リタル殘金ノ拂込ハ之ヲ二期ニ分チ來ル八月十六日ヨリ同月三十一日マデヲ第一期トシ來ル九月十六日ヨリ同月三十日マデヲ第二期トシ第一期ニ證書額面百圓ニ付五十圓第二期ニ其殘額ヲ拂込ムヘシ但第一期ニ於テ第二期ノ全額又ハ其幾分ヲ併セ拂込ムモ妨ケナシ

○遞信省告示第百五十六號

從來内國郵便爲替事務ヲ取扱フ各局ヘ（支局及在朝鮮國郵便電信局、郵便局ヲ除ク）外國郵便爲替ヲ開設シ來ル七月十日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

但墺地利、洪葛利、瑞西、歴山堡、勃爾瓦利、羅馬尼ノ各國郵便爲替ハ從前ノ通リ東京、京都、大坂、横濱、神戸、長崎、函館ノ各郵便電信局ニ限リ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十五年七月二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第百五十七號

郵便爲替事務約定第三條第一項ニ揭クル爲替料佛貨二十五「サンチーム」ニ對スル相當額ハ金六錢ト定ム

明治二十五年七月二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第百五十八號

北米合衆國ヘ振出スヘキ郵便爲替料左ノ通リ改正ス

明治二十五年七月二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

爲替金米貨二十五弗迄	二十五錢
爲替金米貨五十弗迄	五十錢
爲替金米貨七十五弗迄	七十五錢
爲替金米貨百弗迄	一圓

雜報

○福嶋陸軍少佐の消息　有名なる騎馬旅行者陸軍歩兵少佐福嶋安正氏は五月十五日付を以て在京友人某氏の許に左の消息を送りたりと云ふ

拜啓四月九日摩斯科に向て魯都を發し途中雪解け洪水の爲め滯留すること二日道路頗る惡しかりしも十四日間に七百二十四吉羅を經過せり此間名狀す可らざる不潔の百姓家に宿すること三度玉子と麵麭と茶の外飲食物なきこと五日道路過半深林の間に横り宿驛頗る稀にして六七（日本）里の間僅に寒村ありしのみ四月十六日の如きは日行四十六魯里の間僅に橇七臺と人五人に逢ひしのみ遠近寂寥天地實に我獨有たりし又駐兵の地に於ては常に樂隊將校を以て送迎せられたり大小百般の事物深く腦裏に刻し利益豫想の外たり義爾克斯科に出るは本年十月ならん他は後便に附す

尚は六月二十九日午後四時在浦潮斯德野村基信氏の發電によれば目下伯林より西伯里亞を經て歸朝の途に就ける陸軍歩兵少佐福嶋安正氏は白耳稷に到着せり聖比德堡と白耳稷間の距離は日本里數五百里餘なりと

○藤原良房の墳墓　文德清和の朝に歴仕して攝政たること十五年なりし太政大臣藤原良房公の墳墓は湮滅して久しく其所在不明なりしを今度京都南禪寺境内德松院の北隣雲門庵の舊趾中に發見したる趣にて近衛公を始め藤原氏の各公爵は協議の上近日修繕を加へて祭典を執行する筈なるよし

○製茶の改良は自然に行はるべし　農商務省にては製茶の濫製を防遏せん爲め技師技手等を地方に派遣し大に改良を奬勵し來りしがこれが改良を爲すには多少資金を要するより地方に依りては其改良を肯ぜず且つ日乾製は宜しからざれば焙製と爲すべき旨をも傳へ時々檢査等を行ふに籠ボイロを作り其内に茶を入れ上に莚などを掛け置き檢査官來る時は今火を入るゝ處ありなど答へて一時を瞞着し來れり而して斯くの如く姑息の策を行ふ原因は如何と云ふに從來は資金を費して焙製と爲したるものよりも日乾の粗製却て賣行能く殊に昨
年の如きは紐育、桑港港
りて粗製と良製とを問は
茶五百箱あり千箱あり
試み其間に利を網せんと
きて現品を見るに及び買
約すべしとて一般に買控
したるもの茲に全く其望
十萬斤の堆積を見るに至
に至れり然るに來年は
ることなれば同府は出
べく隨て製茶の需用を増
二十仙以上の良茶を需用
若くは籠ボイロ製の茶は
良茶の需用を見るに至ら
り出して當局者の改良說
陸地方の如きも漸く粗製
りしものゝ如く本年に入
資金を惜しまざる有様な
改良の途に就くことなる

○製茶は一割減なるべし
たる上に降雨勝なりし爲
製茶產出額は昨年に比し

○大坂各汽船會社本年上
同盟各汽船會社に於ける
くに昨年の同季に比較す
し傾きあれども此は畢竟
一時競爭の起りたるにも
客は少數にて又荷物の運
社に於て取扱し荷客の減
又其一因なるべしと目下
上一割强の減額なるべく

○堂嶋米商會所の受渡米
の受渡米は前五月限に比
ち去る三十日の受渡高は
は七圓二十一錢のよし

○倫敦の絲況　去る五月
領事より其筋へ報告した
當府生絲市場は此二週
しく昂上したるのみなら
め此好況を呈したる
起りたるに非らずして
ものなり佛國里昂伊
去月下旬よりの事にて
るべしと雖も第一客當
し當產必要品ならで
きを加へ原料購入の
那開港場は殘荷と不
適せざると歐洲の在
の光候あるに際し荷
第三本年歐州一般氣
爲め佛伊の養蠶凶歉
第四客歳以來橫濱に
稀れなる多量に達し
を感じたるにや此程
絲購入をなし初めた
市況を活潑ならしめ
當府も少しく强氣配
延期したる當府生絲
て愈々實行する趣き
なるべし去る四月中
て内本邦品七十七捆
倉出總高千二百八十
を前年に比すれば三